

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月20日 福井地方法務局小浜支局 登記官 岡田 智辰

記

意見又は資料の提出先

〒910-8504

福井市春山一丁目1番54号（福井春山合同庁舎内）

福井地方法務局登記部門

連絡先電話番号（0776）22-5122（直通）

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(m <sup>2</sup> )
2104-2024-0177	大飯郡おおい町大島88字狭間25番	墓地	297
2104-2024-0178	大飯郡おおい町大島88字狭間36番	墓地	39
2104-2024-0179	大飯郡おおい町大島88字狭間38番	山林	109
2104-2024-0180	大飯郡おおい町大島88字狭間39番	墓地	19
2104-2024-0181	大飯郡高浜町岩神15字森畑8番	畑	224